

交通安全啓発を目的としたふくチャリ専用自転車ヘルメットの貸出要領

1 趣旨

この要領は、福井市が運営するシェアサイクル「ふくチャリ」利用者の安全と、自転車利用時のヘルメット着用の周知及び促進を図るため、福井市において「ふくチャリ」に関する業務を担当する課（以下「担当課」という。）が所有する自転車乗車用ヘルメットを、ふくチャリ利用者に貸出する場合に必要な事項を定めるものである。

2 遵守事項

ヘルメットの利用によって、すべての事故に対して十全に対応できるわけではないため、利用者は重篤な事故に巻き込まれる可能性をできるだけ減らすよう、ふくチャリの利用にあたっては、ヘルメットを正確に着用し、常に安全運転を心がけ、歩行者や車両に注意して運転を行うこと。

3 貸出対象

ヘルメットの貸出ができる対象は、ふくチャリを利用する者とする。

4 貸出手続

- (1) ヘルメットの貸出を受けようとするもの（以下「利用者」という。）は、担当課に申込を行うものとする。申込後、利用期間の変更が生じた場合は、その旨を速やかに連絡すること。
- (2) 担当課は、貸出台帳を備え付け、利用者の申し込み順に氏名や連絡先等の所定事項を記入し、授受を明らかにしておくものとする。
- (3) ヘルメットの貸出は、申込みの先着順とする。
- (4) 利用者は、使用終了後、ヘルメットを速やかに返却するものとする。
- (5) ヘルメットの利用に当たっては、本要領の内容について、すべて承諾した場合のみ貸し出すものとする。

5 貸出方法

- (1) 貸出及び返却のための受付時間は、土日祝日、及びその他の閉庁日を除く毎日9時から17時までとする。
- (2) 貸出期間は、原則として利用希望日のみの当日限りとする。
- (3) 貸出料は無料とする。
- (4) ヘルメットの貸出は、担当課で手渡すものとする。
また、返却についても、担当課に返却するものとする。

6 禁止事項

利用者は直接、間接を問わず転貸を行ってはならない。また、利用者は、貸し付けたヘルメットを、ふくチャリの利用以外の目的で使用してはならない。

なお、利用者が各禁止事項に違反した場合は、貸出を中止することができる。また、未来にわたって、貸出を行わないことができる。

併せて、貸出の中止に伴い、利用者に損害等が生じても、担当課はその賠償の責めを負わないものとする。

7 返却

- (1) 使用終了したヘルメットは、貸出日の17時までに担当課に返却するものとする。
- (2) 利用者は、災害や事故等のため、貸出期間の変更を必要とするときは、あらかじめ担当課に連絡し、承認を得るものとする。
- (3) 返却を受けた担当課は、貸出台帳に所定事項を記入し、返却結果を明確にしておくものとする。

8 弁償等

利用者は、貸出を受けたヘルメットの汚破損、亡失または長期間にわたって利用できない状態とした場合は、担当課の指示に従うものとする。場合によっては、現品代納その他の弁償をさせることができる。

ヘルメットの貸出中に生じた事故、第三者に与えた損害等については、利用者が一切の責任を負うものとする。

また、以下の場合は警察へ通報することがあるため、利用にあたっては特に注意すること。

- ・貸出期間を超えて返却を行わない場合
- ・故意または利用者の重過失を理由としたヘルメットの汚破損、亡失または長期間にわたって利用できない状態を生じさせた場合

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は担当課が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年9月8日より施行する。